

6 地域連携研究センターの開設

「札幌市立大学学則」（平成18年学則第1号）第3条第2項の規定に基づき、「公立大学法人札幌市立大学附属研究所規則」（平成19年規則第1号）を制定し、この規則に則り、平成19年4月に地域連携研究センターを開設した。

地域連携研究センターは、センター長1名、副センター長2名の他、デザイン学部教員6名、看護学部教員4名及び事務局職員2名によって構成されている。

【目的】

本学における研究活動、地域貢献及び国内外のネットワーク形成の推進を図ることを目的とする。

【業務】

- 1) 研究費、研究成果の公表等研究活動の推進に関する事項
- 2) 共同研究・受託研究、研究に係る寄附金等外部資金に関する事項
- 3) 知的財産に関する事項
- 4) 市民講座等地域貢献に関する事項
- 5) サテライトキャンパスの活用に関する事項
- 6) 産学官連携に関する事項
- 7) 国際交流その他の国内外のネットワークに関する事項
- 8) その他理事長が定める事項

【業務担当部門及びその機能】

1) 研究推進部門

横断的な研究を奨励し、支援するとともに、札幌のまちづくり事業や企業・研究機関の研究開発プロジェクトへ積極的に参画するなど、本学の有する研究成果等の知的資産を積極的に地域に還元また発信する。

- ① 学内外における研究活動の推進
- ② 共同研究・受託研究、研究に係る寄附金等外部資金等の受け入れ
- ③ 教員プロフィール、紀要等本学の研究活動に係る情報発信
- ④ 知的財産に関する事項
- ⑤ その他研究推進に関連する事項

2) 人材育成・地域貢献部門

本学の有する教育資源を活かし、社会のニーズに対応した社会人教育、職能人教育など幅広い人材育成事業を体系的に行う。

- ① 市民講座等地域貢献に関する事項
- ② サテライトキャンパスの活用に関する事項
- ③ その他人材育成・地域貢献に関連する事項

3) 産学連携部門

本学の研究、地域貢献を進める上で不可欠な学部間の連携、国内外大学間の連携、海外の教育研究機関との連携交流、民間企業や経済団体との産学連携、札幌市等行政との連携など、多様な連携協力体制を構築し、その拡充を図る。

- ① 産学官の連携の推進
- ② 国際交流その他の国内外のネットワークの構築
- ③ その他地域連携に関する事項

4) 事務部門

研究推進部門、人材育成・地域貢献部門、産学連携部門が推進する事項に係る事務的な手続きを担当する。

- ① 研究センターに係る事務全般

7 アドミッションセンターの開設

「札幌市立大学学則」（平成18年学則第1号）第16条第2項の規定に基づき、「公立大学法人札幌市立大学アドミッションセンター規則」（平成19年規則第2号）を制定し、入学者選抜試験の実施、学生確保に係る事業の計画的な推進を行う組織として、平成19年4月にアドミッションセンターを開設した。

アドミッションセンターは、センター長1名、副センター長1名の他、デザイン学部教員3名、看護学部教員4名及び事務局職員2名によって構成されている。

【目的】

センターは、札幌市立大学の教育理念に基づき使命感及び勉学意欲を持った学生を確保するため、入学者選抜（編入学者選抜を含む。）に係る改善・充実、方策等を実施することを目的とする。

【業務】

- 1) 入学者選抜試験の実施に関する事項
- 2) 入試広報に関する事項
- 3) 入学者選抜方法の調査研究及び統計に関する事項
- 4) その他入学者選抜に関する事項